別表一の三の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に、「法人税額の特別控除額（別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「23」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」）」を「法人税額の特別控除額（別表六(六)「22」＋別表六(七)「18」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「28」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「6」＋別表六(十五)「19」＋別表六(十六)「19」＋別表六(十七)「18」＋別表六(十八)「18」＋別表六(十九)「38」＋別表六(二十)「10」＋別表六(二十一)「22」＋別表六(二十二)「23」＋別表六(二十三)「22」＋別表六(二十四)「21」＋別表六(二十五)「28」＋別表六(二十六)「12」）」に、「所得税の額（別表六(一)「13」）」を「所得税の額（別表六(一)「6の③」）」に、「法人税額の特別控除額（別表六(六)「25」＋別表六(七)「22」＋別表六(九)「23」＋別表六(十)「28」＋別表六(十一)「24」＋別表六(十二)「6」＋別表六(十三)「25」＋別表六(十四)「29」＋別表六(十六)「35」＋別表六(十七)「10」＋別表六(十八)「22」＋別表六(十九)「15」＋別表六(二十)「21」＋別表六(二十一)「28」＋別表六(二十二)「12」）」を「法人税額の特別控除額（別表六(六)「22」＋別表六(七)「18」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「28」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「6」＋別表六(十五)「19」＋別表六(十六)「19」＋別表六(十七)「18」＋別表六(十八)「18」＋別表六(十九)「38」＋別表六(二十)「10」＋別表六(二十一)「22」＋別表六(二十二)「23」＋別表六(二十三)「22」＋別表六(二十四)「21」＋別表六(二十五)「28」＋別表六(二十六)「12」）」に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十四)」を「別表六(二十八)」に改め、同表の記載要領第七号中「平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する」を「同日前に開始した」に改め、同表八号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項（申告、納付及び還付等）において準用する平成26年旧法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）」を削り、同第九号(1)中「「所得税の額（別表六(一)「13」）㉒」」を「「所得税の額（別表六(一)「６の③」）㉒」」に、「別表七(一)「12の③」」を「別表七(一)「13の③」」に改め、同号(2)中「「所得税の額（別表六(一)「13」）㊽」」を「「所得税の額（別表六(一)「６の③」）㊽」」に、「別表七(一)「12の③」」を「別表七(一)「13の③」」に改め、同表の記載要領に次の11及び12を加える。

11　「所得税の額（別表六(一)「６の③」）㉒」の欄の記載に当たつては、法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る別表六(一)「６の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額を当該国内源泉所得に係る「別表六(一)「６の③」」の金額から控除した金額を記載すること。

12　「所得税の額（別表六(一)「６の③」）㊽」の欄の記載に当たつては、法第141条第１号ロに掲げる国内源泉所得又は同条第２号に定める国内源泉所得に係る別表六(一)「６の③」の内書に金額の記載がある場合には、その金額をこれらの国内源泉所得に係る「別表六(一)「６の③」」の金額から控除した金額を記載すること。

別表一一の記載要領第一号中「法第２条第10号（定義）に規定する」及び「（以下この記載要領において「同族会社」という。）」を削る。